|  |  |
| --- | --- |
| 1. 労働保険番号
 |  都道府県　 所掌 管轄 　　 基幹番号 　 枝番号 被一括事業場番号 |
| ②法人番号 |  |

様式第９号の３の３（第70条関係）記入例

時間外労働

休日労働

に関する協定届

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 事業の名称 | 事業の所在地（電話番号） | 協定の有効期間 |
| ③建設業・管工事業 | ④ | （〒　　　　―　　　　　）⑤（電話番号：　　－　　　　－　　　　） | ⑥ 2024年4月21日から１年間 |
| 時間外労働 |  | 時間外労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 | 労働者数満18歳以上の者 | 所定労働時間（１日）（任意） | 延長することができる時間数 |
| １日 | １箇月（①については45時間まで、②については42時間まで） | １年（1については360時間まで、2については320時間まで） |
| 起算日(年月日) | ⑬2024年4月　21日 |
| 法定労働時間を超える時間数 | 所定労働時間を超える時間数　　（任意） | 法定労働時間を超える時間数 | 所定労働時間を超える時間数（任意） | 法定労働時間を超える時間数 | 所定労働時間を超える時間数（任意） |
| １， 下記２に該当しない労働者 | ⑦突発的な～（突発的な業務仕様変更等による納期の切迫） | ⑧現場 | ⑨ 　〇人 | ⑩記入しない | ⑪ 15時間 |  | ⑫ 45時間 |  | ⑭ 360時間 |  |
| 臨時の～（臨時の受注対応） | 事務員 | 〇人 |  | 15時間 |  | 45時間 |  | 360時間 |  |
| 悪天候による工期遅延の解消 | 現場 | 〇人 |  | 15時間 |  | 45時間 |  | 360時間 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2, １年単位の変形労働時間制により労働する労働者 | ⑮ | ⑮ | ⑮ |  | ⑮ |  | ⑯（ 42時間） |  | ⑰ （320時間） |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 休日労働 | 休日労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 | 労働者数満18歳以上の者 | 所定休日（任意） | 労働させることができる法定休日の日数 | 労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻 |
| ⑱ 突発的な～（　突発的な業務仕様変更等による納期の切迫） | ⑲現場 | ⑳ 〇人 |  | (21)5日 | (22) 8時～22時 |
| 悪天候による工期遅延の解消 | 現場 | 〇人 |  | 5日 | 8時～22時 |
| 　上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について100時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して80時間を超過しないこと（災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く。）。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　[x] （チェックボックスに要チェック） |

【作成時参考事項】　様式第９号の３の３（第70条関係）

※「任意」の箇所は記入なし（空欄のままで提出可能です）

①事業所の「労働保険番号」を記入

②「法人番号」を記入

③事業の種類を記入

④事業所名

⑤事業の所在地（電話番号）を記入

⑥2024年4月の賃金締日の翌日の日から１年（**20締め日の会社の場合、**4月21日から１年となります）

⑦時間外労働をさせる必要のある業務を具体的に記入

※（突発的な～）（臨時的な～）等の言葉を使い、通常とは違う状況であることを明記して下さい

⑧現場作業、施工管理、経理事務等、業務の種類を記入

⑨⑧の業務に携わる人数

⑩任意の為、記入なし

⑪法定労働時間（8時間）を超える時間数を記入。15時間が上限。（記入した時間を超える時間外労働をさせると法違反になります）

⑫上限が45時間の為、45時間と記入

⑬⑥と同じ日をご記入ください

⑭上限が360時間の為、360時間と記入

⑮１年単位の変形労働時間制を導入している事業所のみ記入

⑯上限が42時間の為、42時間と記入（１年単位の変形労働時間制を導入している事業所のみ記入）

⑰上限が320時間の為、320時間と記入（１年単位の変形労働時間制を導入している事業所のみ記入）

⑱休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入

※（突発的な～）（臨時的な～）等の言葉を使い、通常とは違う状況であることを明記して下さい

（休日労働をさせる必要のある場合のみ記入）

⑲⑧と同様の考え方です（休日労働をさせる必要のある場合のみ記入）

⑳⑨と同様の考え方です　（休日労働をさせる必要のある場合のみ記入）

(21)休日労働がある場合（法定休日の）４日、最大でも５日として下さい

（休日労働をさせる必要のある場合のみ記入）

(22)休日に労働する場合の、始業及び終業の時刻を記入（最大の時間を記載してください）

（休日労働をさせる必要のある場合のみ記入）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合 | 業務の種類 | 労働者数満18歳以上の者 | １日（任意） | １箇月（時間外労働及び休日労働を合算した時間数。①については100時間未満に限る。） | １年（時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。） |
| 起算日(年月日) | （30) 2024年4月　21日 |
| 延長することができる時間数 | 限度時間を超えて労働させることができる回数（６回以内に限る。） | 延長することができる時間数及び休日労働の時間数 | 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 | 延長することができる時間数 | 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 |
| 法定労働時間を超える時間数 | 所定労働時間を超える時間数 （任意） | 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 | 所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 （任意） | 法定労働時間を超える時間数 | 所定労働時間を超える時間数 （任意） |
| ①工作物の建設の事業に従事する場合 | (23)突発的な～（突発的な業務仕様変更等による納期の切迫） | (24)現場 | (25) 〇人 | (26)15時間 |  | (27) 6回 | (28) 99,9時間 |  | (29) 25％ | (31) 720時間 |  | (32) 25％ |
| 臨時の～（臨時の受注対応） | 事務員 | 〇人 | 15時間 |  | 6回 | 99,9時間 |  | 25％ | 720時間 |  | 25％ |
| 悪天候による工期遅延の解消 | 現場 | 〇人 | 15時間 |  | 6回 | 99,9時間 |  | 25％ | 720時間 |  | 25％ |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ②災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合（併せて、①の事業にも従事する場合、①の事業に従事する時間も含めて記入すること。） | (33)突発的な～（突発的な業務仕様変更等による納期の切迫） | (34)現場 | (35) 〇人 | (36)15時間 |  | (37) 6回 | (38) 99,9時間 |  | (39) 25％ | (40) 720時間 |  | (41) 25％ |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 限度時間を超えて労働させる場合における手続 | (42)労働者代表との事前話し合い |
| 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置 | （該当する番号）　　(43) ⑦ | （具体的内容）　(44) 心とからだの相談窓口の設置 |
| 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について100時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して80時間を超過しないこと（災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く。）。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　[x] （チェックボックスに要チェック） |

様式第９号の３の３（第70条関係）

に関する協定届（特別条項）

時間外労働

休日労働

(45) 協定の成立年月日　　　2024　年　4　月　1日

|  |  |
| --- | --- |
| 協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の | (46) 職名氏名 |

　協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　(47)　労働者の署名による選出　　　　）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

[x] （チェックボックスに要チェック）

　上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 　　　　 　 [x] （チェックボックスに要チェック）

　　　　　　　　　　(48)　　2024　年　4　月　15　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(49)　使用者 | 職名氏名 |  |
| 　　　　(50)　　　　　　　　　　　 | 労働基準監督署長殿 |

【作成時参考事項】 様式第９号の３の３（第70条関係）

※「任意」の箇所は記入なし（空欄のままで提出可能です）

(23) 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合をできる限り具体的に記入すること

※（突発的な～）（臨時的な～）等の言葉を使い、通常とは違う状況であることを明記して下さい

(24) 現場作業、施工管理、経理事務等、業務の種類を記入

(25) 業務に携わる人数

(26)⑪と同じ（15時間が上限）

(27)上限6回の為、６回と記入して下さい

(28)上限が100時間未満の為、99.9時間以下で記入

(29)法定の25％以上で規定してください

(30)⑬と同じ起算日を記入

(31)上限が720時間以内の為、720時間と記入

(32)法定の25％以上で規定してください

(33)通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合をできる限り具体的に記入すること

※（突発的な～）（臨時的な～）等の言葉を使い、通常とは違う状況であることを明記して下さい

(34)現場作業、施工管理、事務等、業務の種類を記入

(35)業務に携わる人数

(36) (26)と同じ（15時間が上限）

(37)上限6回の為、６回と記入して下さい

(38)上限が100時間未満の為、99.9時間以下で記入

(39)法定の25％以上で規定してください

(40)上限が720時間以内の為、720時間と記入

(41)法定の25％以上で規定してください

(42)労働者代表との事前話し合い、又は労働者代表に対する事前申し入れ等

(43)⑦を選択

(44)心とからだの相談窓口の設置を選択（他の相談窓口と組み合わせて設置できる為）

(45)協定の成立年月日を記入（⑬の起算日より前の日付で記載）

(46)労働者代表の職名・氏名は必ず記入（現場作業員や経理担当事務員等）

※管理監督者は労働者代表にはなれません

(47)業所に記録を残すためにも、（労働者の署名による選出）　をされると良いです

※別フォーマットの【労働者代表選任届】をご利用ください

(48)（45）と同日か(45)の協定の成立日より後の日付で届け出してください

※労働基準監督署への届け出は、⑬の起算日より前での届け出が必要です

(49)使用者（代表取締役等）を記入

(50)管轄の労働基準監督署をご記入下さい

※記入欄が足りない場合は同一様式を複写して使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入で大丈夫です